別表第十九州地方整備局の項中「山県観音埼」を「山口県観音埼」に改める。

別表第十二に次のように加える。

特定離島港湾事務所	総務課、特定離島港湾課

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十三号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十三条第六項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「中部運輸局総務部、企画観光部」の下に「、自動車技術安全部」を加え、「、それぞれ」を「それぞれ」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「運用調整課（東京空港事務所」の下に「及び那覇空港事務所」を加える。

第五十六条第十七項中「一人（」の下に「仙台空港事務所、」を加え、「及び福岡空港事務所」を「、福岡空港事務所及び那覇空港事務所」に改める。

第八十一条第二項中「及び紋別空港出張所」を削り、同条第三項中「山形空港出張所、」を削り、同条第四項中「庄内空港出張所」を「山形空港出張所」に改め、「、鳥取空港出張所」を削り、同条第五項中「庄内空港出張所」を「山形空港出張所」に改め、「、鳥取空港出張所」及び「、山形空港出張所」及び「、佐賀空港出張所」を削る。

別表第三紋別空港出張所の項、庄内空港出張所の項及び鳥取空港出張所の項を削る。

別表第五名瀬航空路監視レーダー事務所の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三の見出しを「（国際航空気象企画調整官及び航空気象業務監督官）」に改め、同条第一項中「航空気象業務監督官」を「国際航空気象企画調整官及び航空気象業務監督官それぞれ」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　国際航空気象企画調整官は、命を受けて、航空気象管理官のつかさどる職務のうち国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡調整に係るものを助ける。

第四十条の見出しを「（地殻活動監視技術開発推進官及び評価解析官）」に改め、同条第一項中「評価解析官」を「地殻活動監視技術開発推進官及び評価解析官それぞれ」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　地殻活動監視技術開発推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大規模な地震の発生を予知するための地震及びこれに関連する輻射に関する観測に関する事務のうち地殻活動の観測に係る技術に関する開発及び改良の推進並びに地殻活動の観測に係る技術に関する指導に関すること。

二　大規模な地震の発生を予知するための地震に関する情報のうち地殻活動に関するものの収集及び発表に関すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十六号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第四項及び第五項並びに第十三条の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条の二」を「第四十二条」に、「第十一管区海上保安本部以外の管区海上保安本部」を「総則」に改める。

第四十五条の見出し中「及び不法入国対策官」を削り、同条第一項中「及び不法入国対策官一人」を削り、同条第四項を削る。

第四十六条の二の見出し中「警備情報調整官」の下に「及び船舶動静情報調整官」を加え、同条第一項中「警備情報調整官」の下に「及び船舶動静情報調整官それぞれ」を加え、同条第二項中「事務」の下に「（船舶動静情報調整官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　船舶動静情報調整官は、命を受けて、警備情報のうち船舶の動静に関するもの（以下この条において「船舶動静情報」という。）の収集、分析その他の調査及び船舶動静情報の管理に関する重要事項についての調整に関する事務をつかさどる。

第二章第一節第一款の款名を次のように改める。

第一款　総則

第五十七条中「第十一管区海上保安本部を除く」を「以下「本部」という」に、「第四管区海上保安本部及び第九管区海上保安本部」を「第四本部、第八本部、第九本部及び第十一本部」に、「第四管区海上保安本部、第九管区海上保安本部及び第十管区海上保安本部」を「第二本部、第四本部、第九本部、第十本部及び第十一本部」に改め、「海洋情報部」及び「交通部」の下に「（第十一本部を除く。）」を加える。

第五十八条第一項第一号中「管区海上保安本部（以下「本部」という。）」を「本部」に改め、同条第二項中「及び第九本部」を「、第八本部、第九本部及び第十一本部」に改める。

第六十一条第一項第五号中「交通部」の下に「（第十一本部にあっては、交通安全課）」を加え、同項第七号中「海洋情報部」の下に「（第十一本部にあっては、海洋情報監理課及び海洋情報調査課）」を加え、同条第二項中「第四本部」を「第二本部、第四本部」に、「及び第十本部」を「、第十本部及び第十一本部」に改める。

第六十三条の三第一項中「及び第九本部」を「、第八本部、第九本部及び第十一本部」に改める。

第六十四条の二第一項中「第四本部」を「第二本部、第四本部」に、「及び第十本部」を「、第十本部及び第十一本部」に改める。

第六十五条及び第六十八条第二号中「及び第九本部」を「、第八本部、第九本部及び第十一本部」に改める。